

令和5年6月8日

お客様各位

共立信用組合

融資繰上返済手数料にかかる「消費税」のご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしている融資繰上返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）につきまして、消費税が不課税である事が判明いたしました。

これを受け、当組合では繰上返済の際にお客さまからお預かりし、当組合が納付しておりました消費税額を、お預かりしていた期間について法定利息※を加えたうえでご返還させていただきます。

対象となりますお客さまには、個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施いたします。お客さまには多大なるご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

※令和2年3月31日までにお預かりしていた場合の法定利率は年5%

令和2年4月1日以降にお預かりした場合の法定利率は年3%となります。

記

1. 対象となるお客さま

当組合が上記の融資繰上返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）の取扱いを開始した平成26年1月6日から令和5年2月3日までの間に該当する融資を全額繰上返済し、本手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）にかかる消費税をお支払いいただいたお客さまとなります。

なお、定額の一部繰上返済手数料をお支払いいただいたお客さまにつきましては、今回の消費税の返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

当組合では取扱いを開始した平成26年1月6日以降に繰上返済をされたお客さまに対しまして個別にご連絡、ご説明のうえ、返還手続きを進めて参ります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

共立信用組合 業務部 電話：03-3762-7777（代表）

受付時間：平日9時～17時

以上